

市民による起訴前身柄拘束状況の監視

—イギリスのレイ・ビジター (Lay Visitors) 制度について—

稻田 隆司

目次

- 一 はじめ
- 二 レイ・ビジター制度の発足
- 三 レイ・ビジター制度の概要
 1. その目的
 2. 活動内容
 3. 性格上の特徴

四 レイ・ビジター制度の実際

1. 選出母体

2. 活動の実際と問題点

五 おわりに

一 はじめに

第二次世界大戦後に行われた、わが国の刑事司法改革の要諦は、周知のように、大陸法的な糺問主義訴訟から脱却し、英米法的な彈劾主義訴訟を導入することにあつた。

しかしながら、わが国の刑事裁判には、糺問的な捜査の結果に無批判的に依存して事実認定がなされるという構造的な特質がいまだ色濃く残されており、これが究極的には誤判という深刻な結果をもたらす原因のひとつとなつてゐることは否定できない。「わが国の刑事裁判はかなり絶望的」²²な状況にあるといわれる所以であろう。

わが国の刑事裁判の置かれたかかる状況の改善・改革を目指すときに、我々は、検討すべき最重要課題のひとつとして、被疑者取調のあり方いかんという問題に直面する。なぜならば、刑事裁判における有罪認定のための最も重要な資料は実質的には自白であるところ、わが国では、自白の獲得をその主要な目的として、警察の取調室という密室において弁護人などの第三者の関与を排除した上で被疑者の取調が行われており、しかも、このような取調は時に長

時間にわたり、また昼夜を分かたず執拗に行われ、さらには自白を獲得するためには被疑者に対する暴行・脅迫などが加えられる場合すらあるからである。すなわち、被疑者の取調こそが、先に指摘した「糾問的な検査」の典型であり、その「結果」である自白が誤判の主要な原因となつてゐるといえるからである。

かかる取調実務に対して直接・間接に規制を加えることを目的として、これまでにも、取調への弁護人立会の制度³や取調の様子をテープ録音する制度などの導入が提案されてきたことは周知のとおりである。^(註3)確かに、取調実務それ自体を監視し、その実態を可視化しようとするこれらの制度が、被疑者取調実務の適正化のために有益であろうことは疑うべくもない。

しかしながら、被疑者取調のあり方いかんについて考えるときには、取調実務それ自体の有する問題性とともに、身柄拘束という状況に対しても注意を向ける必要がある。なぜならば、わが国における被疑者の身柄拘束は、諸外国のそれと比較すると例外的に長期にわたり、しかも国際的にも人権侵害の温床として批判的になつて、^(註4)いる代用監獄^(註5)が身柄拘束の場所として利用されることが少なくないが、わが国の取調は、かかる身柄拘束状態を最大限に活用して行われているからである。このような身柄拘束が被疑者に与える肉体的・精神的影響には計り知れないものがあり、かかる影響が取調の結果を大きく左右するであろうことは想像に難くない。

以上の状況を踏まえた上で、被疑者取調ひいては刑事裁判の是正・改革を目指すとき、取調自体の適正に加えて、「身柄拘束の状況ないし環境の適正」という要素の有する重要性が浮かび上がつてくるのである。

それでは、適正な身柄拘束というものがあるとしたならば、それはどうあるべきか。この点については、イギリスの実務が示唆に富む。周知のように、イギリスでは近年、一九八四年警察及び刑事証拠法（the Police and Criminal Evidence Act 1984 以下では一九八四年法と略称する）^(註6)の制定に代表される一連の大規模な刑事司法改革が行われ

ており、この改革にともなつて、被疑者の身柄拘束のあり方についても明確かつ詳細な基準が設けられるようになつたからである。具体的には、主として一九八四年法および同法に付隨する実務規範 (Codes of Practice)⁽¹⁰⁾ がこれを規定している。一九八四年法および実務規範によれば、起訴前の身柄拘束は、原則として二四時間を超えることはできない⁽¹¹⁾ とされている。また、身柄を拘束される者を収容する房の空調や寝具の規格、睡眠や食事の時期・内容などの環境面に始まり、外界との交通権の保障や、取調時間の制限・取調の方法に至るまで、身柄拘束に関連して問題となるうる様々な事項についても厳格な基準が定められている。⁽¹²⁾

このようにイギリスでは、身柄を拘束されている者の人権を最大限に保障するため、様々な工夫がこらされているのである。

しかしながら、いかに人権保護に厚い規定が存在しようとも、現実に機能しなければそれらは画餅に等しい。したがつて、その実効性をいかにして担保するかが重要な課題として残ることになる。この点についてイギリスでは、まず、身柄拘束中に一九八四年法または実務規範に違反して自白が獲得された場合には、当該自白は後の公判において証拠排除の対象となりうる⁽¹³⁾。また、違反を行つた捜査官または被疑者の身柄を預かる担当官 (勾留担当官 (custody officer))⁽¹⁴⁾ は懲戒処分の対象ともなりうる⁽¹⁵⁾。違反に対して事後的にサンクションを加えることを通じて、一九八四年法および実務規範の適正な運用すなわち「適正な」身柄拘束実務の実現を担保しようとしているわけである。

ところで興味深いことには、イギリスにはこれらの事後的な規制に加えて、さらに直裁に身柄拘束実務を規制することを目的とする制度が存在する。すなわち、特定の方法で選抜された市民が、抜き打ちで被疑者・被告人が身柄を拘束されている警察署を訪問して身柄拘束の状況を視察・監視し、これを通じて身柄拘束実務の適切な運用を担保しようという制度である。これをレイ・ビジター (Lay Visitors) 制度といふ。

本稿では、身柄拘束実務の適正化のための一方策であるレイ・ビジター制度に着目し、これについて若干の検討を加えることを目的とする。

二 レイ・ビジター制度の発足

レイ・ビジター制度、すなわち被疑者の身柄拘束状態を何らかの形で直接に監視しようという制度が発足する直接の契機となつたのは、市民に対する警察の不当な扱いが問題となつた事件の調査報告書として一九八一年に公刊された、いわゆるスカルマン・レポート^[1]であった。この中で、報告者のスカルマンは、「警察の活動および警察の自浄作用に対する市民の不信には極めて根深いものがある」と分析し、「警察署における被疑者の取調べおよび身柄拘束の状況について、警察官以外の者によるランダムなチェック」^[2]を行うための規定を早急に整備する必要があると指摘している^[3]。

この指摘を受けた内務省は、その後数年にわたって、かかる制度のあり方について議論を重ね、また、特定の地域においてその実効性についての実験^[4]を行つた。これら一連の作業の結果を踏まえた上で、内務省は、一九八六年一二月に内務省通達という形で、レイ・ビジター制度を実施するためのガイド・ラインを公布し^[5]、このガイド・ラインに基づいてレイ・ビジター制度は動き始めた。

一九八九年十月の時点では、イギリスにおける全四一地方警察管区中の三六管区においてレイ・ビジター制度が行われており、残りの五管区でも採用が決定している。また、首都警察区においても、全三二八管区のうち三六管区で採

用されている⁽²⁾。」のように、レイ・ビジター制度とは、ほぼ全国的に実施されている制度なのである。

論

三 レイ・ビジター制度の概要

1. その目的

レイ・ビジター制度の目的は、「地方自治体のメンバーが、警察署における被疑者の身柄拘束の状況と、身柄を拘束している者の福祉を支配している制定法およびその他のルールの現実的機能いかんについて観察することを可能にし、その観察結果について報告させること」⁽³⁾にある。このことを通じて、身柄拘束に関する警察実務について、実際に外部から公平な評価を加えるための情報を確保するとともに、情報を公開することによって身柄を拘束される者および警察双方の利益を守り、ひいては警察と市民との間に、これらの問題に関するより良い理解および信頼を確保しよう⁽⁴⁾のである⁽⁵⁾。さらに、行政政策的には、この制度によって、警察組織がより専門家化し、自らの存在意義についての意識を高めることも期待されている⁽⁶⁾。

2. 活動内容

内務省のガイド・ラインによれば、期待されるレイ・ビジターの活動は、原則として次のようなものである⁽⁷⁾。レイ・ビジターは、特定の警察管区内に存する全ての指定警察署 (designated police station)⁽⁸⁾ やび必要な場合

市民による起訴前身柄拘束状況の監視

にはこれら以外の警察署を訪問し、そこで身柄を拘束されている者の処遇をチェックする。警察署への訪問は抜き打ちで行われるべきであるが、警察署における業務をみだりに妨害することのないよう、過度に頻繁な訪問は避けるべきである。訪問は原則として常に認められるべきであるが、警察署の業務との関係で待たされることもあり得る。訪問を認めるかどうか、またレイ・ビジターを待機させるかどうかの判断は、所轄の警察本部長が行う。

警察署内でレイ・ビジターが立ち入ることのできる区域は、身柄拘束のための房、取調室、訴追室 (charge room)⁽¹⁸⁾ そして医務室など、被疑者の身柄が置かれる可能性のある範囲に限られ、これとは関係のない犯罪捜査課の部屋や、その他の警察機能を担う区域には立ち入ることはできない。

警察署内においては、レイ・ビジターの安全を担保するため、彼らは必ず二人一組で行動することになつており、警察の職員が必ずこれに随行する。

レイ・ビジターは、これら許された区域において、身柄を拘束している者の様子を観察し話しかけることができ、身柄を拘束している者の処遇に関する一件記録である勾留記録 (custody record) を含む文書を閲覧することができる。ただし、これらの活動を行うには、身柄を拘束している者の文書による同意が必要である⁽¹⁹⁾し、取調が現に行われている場合には、これを中断することはできない⁽²⁰⁾。また、身柄拘束の理由となつていての捜査記録を閲覧するなど、捜査の内容に立ち入ることはできない。

レイ・ビジターには、訪問毎に報告書を作成する義務がある。報告書は、原則として、訪問の対象となつた警察署の長、警察本部長、そして警察管理委員会 (police authorities)⁽²¹⁾ の長のそれぞれ宛てて、合計三通作成される。身柄を拘束している者の処遇について不満足な点があれば、どんなに小さくことでも報告書に記載しなければならない。また、急を要する場合には、勾留担当官やその他の警察署の責任者に問題改善を訴えなければならない。ただ

し、身柄を拘束されている者またはその代理人から、警察の処遇について直接に苦情を申し立てられた場合であつても、レイ・ビジターはそれを取り上げる義務を負うわけではない。

レイ・ビジターの任務は、あくまでも身柄を拘束されている者の処遇についてのチェックにあるので、身柄を拘束されている者に外部からメッセージを運んだり、助言をしたり、代理人となつたりすることは原則としてできない。もちろん身柄を拘束されている者および捜査に関する秘密保持は当然のことであつて、前もつて特別の取り決めがある場合を除いて、これらに反した場合には、罪に問われることがある。

以上が、ガイド・ラインから読み取れる、レイ・ビジター制度のあるべき姿である。

3. 性格上の特徴

第一に注意を要することは、レイ・ビジター制度とは制定法上の根拠を持つものではないということである。すなわち、先述した内務省のガイド・ラインはあくまでもガイド・ラインであつて、制定法でも準則でもなく、したがつて、レイ・ビジター制度の実施は法的に義務づけられているわけではないのである。レイ・ビジター制度にこのような性格が付与されたのは、たとえば「田舎のように、レイ・ビジター制度が不必要的地域もあるとの懐疑論」^{〔註〕}に留意した結果であり、この点については、ガイド・ラインの草案作成段階すでに同意があつた。この結果、それぞれの地域でレイ・ビジター制度を採用するかどうかは、個々の警察管区を管理・運営する警察管理委員会の裁量に委ねられることになった。^{〔註〕}また、その反射的効果として、レイ・ビジター制度の管理・運営に関する全責任も、その地域の警察管理委員会に帰属している。^{〔註〕}

レイ・ビジター制度の目的は、身柄拘束実務の適正化にあるわけだが、制定法上の制度ではないというその性格ゆ

えに、レイ・ビジターの報告書または勧告には拘束力がなく、警察活動の是正のための直接的推進力とはなりにく^{レジタ}。また、内務省のガイド・ラインはあくまでも概括的なものであつてグレイ・ゾーンが少なくなく、再三述べているように制定法的拘束力を有するものでもないので、地域ごとに変更を加えることが可能であり、事実そうすることが求められてもいる。したがつて、各地域におけるレイ・ビジター制度の実際の運営は、それぞれ細部で相当程度異なつてゐる^{レジタ}。特に、首都警察区のレイ・ビジター制度が、地方のそれとは若干異なる性格を有していることには注意が必要である。

この点について若干敷衍すると、第一に、首都警察の管理・運営は国家に委ねられているために、すなわち、首都警察区では、地方において警察管理委員会が果たす役割を内務大臣が担つてゐるために、首都警察区のレイ・ビジターモードに関する責任は内務大臣に帰属していることが挙げられる。第二に、首都警察区におけるレイ・ビジター制度は、地方の警察管区におけるそれと比較すると、相対的に自治独立の程度が高いことがある。これは地方の警察管理委員会はそのメンバーの大半を地方議会議員から選出している関係上、どうしても政治的独立性が弱くなつてしまふのに対し、首都警察区では、その責任者が内務大臣であるがゆえに、かえつてこのようなしがらみがないという皮肉な理由による。

四 レイ・ビジター制度の実際

以下では、レイ・ビジター制度の実際について具体的に検討したいと思う。

1. 選出母体

まず、レイ・ビジターの選出母体について検討する。

選出母体の規模すなわちレイ・ビジターとなりうる者として登録されているメンバーの数は、管区毎に「五人以下から百人以上まで」と様々である。中でも三五人から七〇人程度の候補者を擁している管区が最も多く³⁴⁾。

選出母体のメンバーの性格については、大きく三つに分けることが可能である。第一に、主として警察管理委員会の構成員の中からレイ・ビジターを選出する場合、第二に地方議会の構成員から選出する場合、そして第三に広告などを通じて広く一般市民から登録者を募る場合である。この三つの分類では、必然的に第一、第二、第三の順で選出母体の規模は大きくなる。

実際には、広く市民からメンバーを募集する制度を採用している管区が最も多く³⁵⁾が、この制度を採用した場合でも、警察管理委員会から選出されたメンバーが完全に排除されるわけではない。この意味で、レイ・ビジター制度とは、陪審制度に代表される、イギリスに伝統的なvoluntary public serviceのシステムとは若干異なる性格を持つものであるといえるかもしない。

ただし、レイ・ビジターがやはり無給の社会奉仕活動のひとつであることに変わりはない³⁶⁾。

2. 活動の実際と問題点

レイ・ビジターは、実際にはどのように活動しているのか。以下では、ある地域における活動の記録をもとに、活動の実際と活動にあたっての問題点、改良すべき点などについて検討する。

市民による起訴前身柄拘束状況の監視

首都警察区内ランペス管区の報告書⁽⁵⁾によれば、実際の典型的な活動は以下のようなものである。

レイ・ビジターは通常、黒人と白人そして多くの場合は男女二人組で、選択した警察署へ事前の予告なしに赴き、そこで初めて身分と訪問の目的を告げる。次に、身柄を拘束している者の数とそれらの者たちが現在置かれている場所を確認した上で、担当官に付き添われて身柄拘束場所へと向かう。ここで担当官は、レイ・ビジターに聞こえるように、身柄を拘束している者それにレイ・ビジターの身分を説明し、面会の意思があるかどうかを確認する。

身柄を拘束している者に面会の意思があれば、レイ・ビジターは担当官の視界の範囲内で、身柄を拘束されている者に自由に話しかける。房を出る際には、身柄を拘束している者についての一件書類である勾留記録を調べ、必要があればその内容について担当官に説明を求めるなどする。レイ・ビジターの訪問の事実は、この勾留記録に記載される。また、トイレや寝具の状態などもチェックする。

最後に、これらの調査結果に基づいて報告書を作成する。

以上が、レイ・ビジターの典型的な実際の活動例であるが、現実には当然ながら様々な問題が生ずることがある。たとえば、せつかり警察署を訪問したのに誰も身柄を拘束している者がいない場合や、これとは逆に多数の者が身柄を拘束されていて、これら全てが面会を求める場合などが報告されている⁽⁶⁾。また、警察署の玄関で不必要に待たされたり、警察が必要書類を紛失していたりといった、警察の故意または過失によって、レイ・ビジターの活動が妨げられたりする場合などもあるという⁽⁷⁾。

警察によってレイ・ビジターの活動が妨げられるという問題について、もう少し言及しておこう。当番弁護士制度の導入時と同様に、警察側は、レイ・ビジター制度についても必ずしも好意的ではないようである⁽⁸⁾。これは、レ

イ・ビジターの訪問を受けることによって生ずる業務の中止を嫌う"ということや、自らの職務領域に他人が踏み込んでくることに対する嫌悪感、あるいは、レイ・ビジターは素人であるがゆえに警察に反感を持つており、警察活動についてあら探しをするのではないかという疑心などに由来するものが大半のようである。この点については、警察とレイ・ビジター双方の理解が必要であり、これは互いの歩み寄りと注意によって自然と解消する問題であろう。しかしながら、警察側が捜査の必要性に固執するあまり、あるいは身柄を拘束されている者を不適切に扱っているがゆえに、このような事実を隠蔽する目的で故意にレイ・ビジターの活動を妨害することも考えられるわけで、このような不当な警察活動をチェックするために導入された一方策こそがレイ・ビジター制度である点に鑑み、レイ・ビジターには警察に対しても毅然とした態度で臨むべきことが求められている。

この問題との関連で、レイ・ビジター側が活動にあたつて注意すべき点、手続上改善が求められている点も少なくない。たとえば次のような指摘がある。

まず、レイ・ビジターは、警察署への到着と同時に訴追室または身柄拘束の場所へアクセスすべきであるといふことが、強くまた繰り返し指摘されている。その理由は、これを迅速に行わないと、警察側が重要な情報を隠蔽したり、甚だしい場合には特定の者の身柄を隠したりするおそれがあるからである。¹⁴⁾

また、警察が身柄を拘束している者に対してレイ・ビジターについて説明・紹介する方法が一様でないことも問題視されている。正しい説明・紹介がなされないがゆえに、身柄を拘束している者がレイ・ビジター制度の趣旨を誤解し、面会を嫌うことのあるからである。この点については、一定の基準の設定が求められている。¹⁵⁾

ガイド・ラインによれば、レイ・ビジターと身柄を拘束している者との面会は、担当官の視界の範囲内で行われなければならないとされているが、この点については、可能な限り、会話の内容が担当官に聞こえないよう注意して

行うべきだとの指摘がある⁽⁵⁾。確かに、これは身柄拘束状態にある者のその後の処遇に影響を及ぼしかねない問題であり、極めて重要であろう。

どの程度の頻度で訪問を実施するかも重大な問題である。一般論としては、なるべく頻繁に訪問すべきだということになるが、たとえ一週間に一度の訪問を行つたとしても、こくわざかの者との面会が可能となるに過ぎない。イギリスにおける法定身柄拘束時間が原則として二四時間であることはすでに述べたが、警察署における実際の平均的な身柄拘束時間は、これよりさらに短く、五時間程度に過ぎないとされているからである⁽⁶⁾。したがつて、身柄を拘束されている全ての者の処遇を観察しようとするならば、一日に何度も同一の警察署を訪問しなければならないことになるが、これはレイ・ビジターの人的資源という点でも不可能であるし、この問題を別としても警察業務を甚だしく阻害するものであり、とうてい認められるものではない。ガイド・ラインでも、訪問の頻度は、警察署の規模、地理的条件および重要性などを勘案した上で決定されるべきと定められているように、柔軟な対応が求められるところだが、重要な検討課題のひとつであろう。

五 おわりに

以上、イギリスのレイ・ビジター制度のあらましについて、こく簡単にではあるが検討を加えてきた。レイ・ビジター制度とは、市民に警察の身柄拘束実務を監視させ、このことを通じて適正な身柄拘束実務の実現を担保しようとするものであった。

わが国と比較すると極めて短期間の身柄拘束しか許されておらず⁽⁴⁾、また、当番弁護士 (duty solicitor) 制度および取調べのテープ録音制度などによつて、被疑者の人権保障に十分な注意が払われているイギリスにおいてさえ、さらにかかる制度の必要性が唱えられ、現に導入されることには驚きを禁じえない。そして、レイ・ビジター制度が実際に被疑者の待遇改善に一定の効果を挙げている事実⁽⁵⁾をみると、わが国においても同様の制度を導入する必要性を痛感する。

確かに、たとえレイ・ビジター制度を導入したとしても、わが国のように長期にわたる起訴前身柄拘束制度を採用している実務において、短時間でしかも一度きりの視察がどれほどの効果を持ちうるのかという疑問・批判もある⁽⁶⁾。しかしながら、イギリスに比べて格段に密室性の高いわが国の身柄拘束実務に、たとえ小さなものであつても外界へ通じる扉を開くことができるのならば、そこには大きな意味があるはずである⁽⁷⁾。また、市民に警察の身柄拘束実務を監視させようという発想は、実務における被疑者の人権擁護機能を事実上一身に担わざるをえない弁護士層に今以上の負担を強いることなく、人権保障の実をあげうるものとして、極めて魅力的であるようにも思われる。

我々はすでに、イギリスに学んだ結果として、当番弁護士制度を獲得している。もちろん、わが国の当番弁護士制度には、財源の問題、人的資源の問題など克服すべき課題が少なくない⁽⁸⁾。しかしながら、もつばら弁護士・市民の力によつて、かかる制度の導入を果たしたことは、わが国刑事司法の改革を目指す上で大きな前進であった。さらなる一步を踏み出すためにも、今、我々には、新しい制度を積極的に吸収していく姿勢が求められている。

注：

(1) 「」でイギリスとは、イングランドおよびウェールズ (England and Wales) を指す。

(2) 平野龍一「現行刑事訴訟の診断」[田藤重光博士古希祝賀論文集第四卷] 四二二頁（有斐閣 一九八五年）。

(3) たとえば、三井誠「被疑者の取調べとその規制」刑法雑誌二七卷一号一七一頁以下など。

(4) たとえば、渡部保夫「被疑者尋問のテープ録音制度——圧迫的な取調べ、誤判裁判遅延の防施策として」判タ六〇八六号一頁以下、渡部保夫「被疑者尋問のテープ録音制度——圧迫的な取調べ、誤判裁判遅延の防施策として」判タ六〇八号五頁以下、ジョン・ボールドウイン、渡部保夫・W・B・クリアリー訳「警察官による被疑者の取調べとテープ録音」判時一一九五号五頁以下など。

(5) 取調べ実務に対する直接的な監視が志向される理由としては、証拏法上、自白法則や補強法則が十分な機能を果たしていないことも挙げられよう。裁判所の自白に対する態度については、たとえば、小田中聰樹「現代司法と刑事訴訟の改革課題」一七八頁（日本評論社 一九九五年）などを参照。

(6) 代用監獄に対する国際的な批判としては、たとえば、ヒューマン・ライツ・ウォッチ／アジア・ヒューマン・ライツ・ウォッチ・ブリズン・プロジェクト、刑事立法研究会誌「監獄における人権／日本」（現代人文社 一九九五年）などを参照。

(7) 同法の日本語訳として、三井誠＝井上正仁「イギリス警察・刑事訴訟法／イギリス犯罪訴追法」法務資料四四七号（一九八八年）がある。同法制定にいたる経過については、たとえば、鷲越謙弘「外国の警察法制の動向—イギリス」法学セミナー増刊「警察の現在」三六八頁—三六九頁などを参照。

(8) 実務規範とは、一九八四年法によつて付与された権限に基づき、内務大臣が発する政令 (order) であり、カバーする領域を異にする五種類のものが存在する。すなわち、停止および身体搜索に関する実務規範A、家屋の搜索および押収に関する実務規範B、被疑者の身柄拘束・処遇・取調べに関する実務規範C、身元確認に関する実務規範D、そして取調べのテープ録

音に関する実務規範¹⁾である。実務規範は、これまでに数度の改正を受けており、最近では一九九五年に改正が行われて、²⁾『Police and Criminal Evidence Act 1984(s. 601)(a) and S. 66) : CODES OF PRACTICE (Effective 10 April 1995, HMSO)』最初期の実務規範の日本語訳として、『堀美東洋「イギリスの警察および刑事証拠法の「実務規範」(1)、(11)、(11)、(民・定)」判タ[五九五号]、五八六号、五九七号、五九九号がある。

(9) 一九八四年法四一条一項。

(10) 実務規範³⁾参照。

(1) 自白の許容性は、第一に、「一九八四年法七六条一項」の因係で問題となりうる。同条同項によれば、(a)「圧迫(oppression)」の結果として獲得された自白、および (b)「信用性を失わしめるような言動の結果として獲得された自白」は証拠から排除される。一九八四年法または実務規範に対する違反の全てがこの文脈における自白排除という結果をもたらすわけではないが、これを理由に七六条一項が適用されて自白が排除された事例としては、以下のようなものがある。すなわち権利告知がなされた事例 (R. v. Doolan [1988] Crim. L. R. 747)、取調記録が適切に保持されなかつた事例 (R. v. Barry (1991) 95 Cr. App. Rep. 384)、正当な理由なしに起訴後に取調が行われた事例 (R. v. Waters [1989] Crim. L. R. 195, DPP. v. Blake (1989) 89 Cr. App. Rep. 179)、ヘリシターとの接見の前に取調が行われた事例 (R. v. Chung (1990) 92 Cr. App. Rep. 314)、などがである。

また、七六条一項の文脈では排除を免れた自白であつても、同法七八条一項にいう「不公平な(unfair)」証拠⁴⁾、裁判所の裁量によって排除される場合がある。七八条一項は、そもそもは自白排除の根柢規定として機能することを期待されていたわけではなかつたが、現実には同条同項の下で、一九八四年法または実務規範に対する違反を理由に自白が排除された事例は多数に上つている。

1) 一九八四年法七六条および七八条の解釈・適用について、see e.g., Zander, *The police and Criminal Evidence Act 1984 (1995) 3rd ed.*, pp. 217-245; Zander, *Cases and Materials on the English Legal System (1993) 6th ed.*, pp. 405-415;

Keane, *The Modern Law of Evidence* (1994) 3rd ed., pp. 289-325.

- (12) 「留置期間は、被疑者の待遇全般に亘して法的責任を負ふ。一九八四年法および実務規範の遵守を担保する職務を担当する警察職員である。(一九八四年法川九条一項)。勾留担当官は原則として捜査活動に携わる」ことはできない。(同法川六条一項)。

(13) 一九八四年法第九編「警察に対する不服申立て及び懲戒」を参照。また、同法同編についての解説としては、田中開「イギリス刑事司法の改革(丸)」-(11)- フィリスト九五八号、九六一號、九六六号がある。

(14) Lord Scarman, *The Brixton Disorders April 10-12 1981, London HMSO(1981)*,「」の報告書は、警察活動に関する住民の意見を聽取するための措置を講じ、「よりよい決定だ」一九八四年法一〇六条の基礎ともなった。

(15) ibid., para. 4, 2.

(16) ibid., para. 7, 10.

(17) 何様の拘捕が行われ以前にもあつた。See e.g., *Bennet Report* (1979) report of the Committee of Inquiry into Interrogation Procedures in Northern Ireland. Cmnd 7497 : House of Commons Home Affairs Committee (1980) 3rd report of, Deaths in Police Custody, HC 469.

(18) 実験が「ナッシュ・ターナー・トーネー・ペスター、ベンバーキャン、コーエスター・シャー、チャス・ミーティング、セントラル・カウンティ・ハムの六地域で行われた。それぞれの地域で行われた実験の規模および方法は様々であったが、これらも「合理的かつ成功裏」に行われ、「警察と市民との間に架け橋を築く」の制度の信頼性を高める助けとなつた」と述べてある。See, Kemp and Morgan, *Lay Visitors to Police Stations Report to the Home Office* (1990), pp. 5-7.

(19) *Lay Visitors to Police Stations, Home Office Circular 12/1986*.

(20) みなみ、スマートハム・セントラル・カウンティ・ハムは「」。その理由は、すなはち警察管理委員会のメンバーが、警察本部長の指揮を受けて警察署を巡回するという業務が定着してしまからだむこと。See, Kemp and Morgan, supra.

note 18 at 16.

(21) Home Office Circular 12/1986.

(22) See, Kemp and Morgan, supra, note 18 at 13-14.

(23) See, ibid. at 10.

(24) 「Q: 告げてこさせ、ねえ」 see, e.g., Court and 24-Hour Duty Solicitor Schemes, Law Society's *Guradian Gazette*, 23 July 1986, p. 2295.

(25) 指定警察署いは、管轄区の警察本部長が、その所轄区域内において被疑者の身柄を拘束するための場所として指定した警察署を意味する（一九八四年法三五条一項）、指定警察署以外の警察署においては、六時間を超えての身柄拘束は許されない（一九八四年法三十三条二項）。

(26) 逮捕後、指定警察署に引致された被疑者は、直ちに訴追室に入れられ、「()」で権利告知を受けた。その際に、勾留拘禁官による逮捕理由の確認、訴追の可否の判断、身柄拘束の適否の判断なども行われる。

(27) 「」の同意を取り付けるのはその警察署の長である。

(28) すやに述べたように、イギリスにおける起訴前の身柄拘束時間は原則として一四時間であり、その間に少なくとも八時間の連続した夜間の休憩時間（実務規範C一二条一項）、食事時間（実務規範C一二条七項）が定められ、さらには取調べ中にも一時間毎に休息を採るべき（実務規範C一二条七項）が定められてくるので、イギリスにおける被疑者取調べは、わが国の感覚からすると極めて短時間である。たとえば、アービングとマッケンジーの観察調査によれば、被疑者一人当たりの取調べ回数は三回を超えることはなく、平均合計取調べ時間は一時間であつたといわれる（Irving and McKenzie, *Police Interrogation : the effects of the Police and Criminal Evidence Act 1984 (1989) 2nd ed.*, pp. 74-76.）。したがって、わが国における接見指定のような問題は、ほとんど生じない。

(29) すれば、日本の公安委員会に相当する組織である。警察管理委員会の詳細については、土屋正二「アリスオーソリティ

一八 (一) 警察研究一四巻七号 111頁以下参照。[11] レイ・ビジター制度の概要／二、性格上の特徴] に述べられており、その地域のレイ・ビジター制度においての全責任は、警察管理委員会に帰属している。

(30) 國家機密保護法 (the Official Secrets Act) 114回。

(31) Kemp and Morgan, *supra*, note 18 at 6.

(32) しかしながら、カイン・トマス (Home Office Circular 12/1986) は、「警察署の中で行われてこない」とに対するより良い理解を得ることから生ずる、警察の仕事に対する市民の信頼増進という観点におけるレイ・ビジター制度の可能性はすでに示されている」として、レイ・ビジター制度の導入を強く勧めており、また現実には、すでに見たように、レイ・ビジターフィルムはほとんどの警察管区で実施されている。

(33) 実際の運用に際しては、すでに見たように、警察本部長と相談の上で様々なアレンジがなされることが多い。警察本部長にはレイ・ビジターの訪問を拒否する権限が留保されているからである。See, Kemp and Morgan, *supra*, note 18 at 8.

(34) See, *ibid.*, at 14. ④の点では日本の検察審査会制度と似た性格を有するものと言える。

(35) たとえば、サセックス、テームズ・ブレインそしてウイルシャーなどでは、訪問対象となる警察署を制限している。また、実際に訪問する警察署の選択や、訪問の頻度なども各地方により様々である。たとえば、一週毎あるいは二週毎に、あらかじめ決められた警察署を異なるペアが訪問する方法や、それぞれの機会に訪問を担当するペアだけを決めておき、いつよいの警察署を訪問するが、それぞれのペアが任意に決定するという方法などがある。いずれの場合も、訪問の対象となる警察署に訪問を予期せないように慎重な調整が行われている。See, *ibid.*, at 22.

(36) 内訳は、一九八九年現在で、一五人未満の管区が「〇管区」、一五人から「五人が「〇管区」、三十五人から七十人が「一管区」、そして百人以上が四管区である。See, *ibid.*, Appendix 1.

(37) 詳細については see, *ibid.*, at 19-20 and Appendix 1.

(38) レイ・ビジターの構成も、他の様々な社会活動団体と同様に、「男性、中年、中流」という偏差を見せていくといふ。

See, ibid., at 28.

(39) 「これは先述した警察管理委員会の（）の場合は首都警察区なので、実際には内務大臣宛）報告書提出義務にしたがつて、一九八四年に提出された報告書である。 See, ibid., at 41.

(40) See, ibid., at 42.

(41) See, ibid., at 44.

(42) 当番弁護士制度導入時における同制度に対する警察側の態度については、たとえば、戸塚悦郎「イギリス当番弁護士制度から学ぶ」法セ四四六号五四頁以下、小山雅龜「走り続ける当番弁護士」法セ四五三号六四頁以下、村岡啓一・小池振一郎「英國司法制度の改革」自由と正義四三巻二号一二八頁以下などを参照。

(43) 実際にレイ・ビジターたちが最も気にしているのは、警察署の玄関口で不必要に待たれる（いわゆる（See, Kemp and Morgan, supra, note 18 at 46.））ものよりも、被疑者の身柄拘束状態全般に責任を負っている勾留担当官の職務の性質上、遅延の事実を一概に非難あるいは認めないと見られる。これは、レイ・ビジター自身の安全にもかかわる問題だからである。

(44) ）の点についてケンブリッジは次のような文言で紹介することを提案している。「レイ・ビジターとは、警察管理委員会から指名された独立の観察者であつて、警察や裁判所などと特定の関係を持つ者ではない。そして彼らは警察署に身柄を拘束されている人々の福祉と待遇に関心を持つている。身柄を拘束されている者は、彼らの面会を望むかどうか、自分の勾留記録を彼らに読みませてもよいかどうかを決定する権利を有している（Kemp and Morgan, supra, note 18 at 49.）。また、首都警察区では、身柄を拘束されている者に対してレイ・ビジター制度についての説明が行われるようだが、レイ・ビジターに聞こえるように行われなければならない」というルールが確立されている。

(45) ランベスでは、この点は初期段階で問題視され、ルールとして確立されてくる。 See, ibid., at 52.

(46) 本稿【一 はじめ】を参照。

(47) 一日一日を超過して身柄を拘束される者は全体の十分の一であら、一日四時間を超える者は百分の一以下である。Brown,

Detention at the Police Station under the Police and Criminal Evidence Act 1984 (1989), p. 62.

(48) カイム・ハイハザード々の警察署あら「年間平均や二〇一六〇三を越えな」 (Home Office Circular 12/1986, Para. 12.) 程度にむるべく努力してこ。

(49) 前掲注(47)を参照。

(50) たとえば、カムトゥンのレイ・シッターの長 (chair) は、ある警察署における身柄拘束の実体について、次のよう指摘し改善を求めてこ。 「非常に狭い房に二人の男が入れられたり、一人は床に直に薄いマットレスを敷いて寝ねるをえない状況にあつた。房の中のベッドには扉がない……」 (Prison Reform Trust Reports, New Law Journal, 4 September 1992, p. 1186.) 。また、ベーベルス・フルハムのレイ・シッターは、移民法 (Immigration Act) 違反の被疑者たちの身柄拘束状況の改善を證してこ。 (Police Cells, New Law Journal, 24 January 1992, p. 79.)⁵¹⁾

(51) イギリスにおいても、レイ・シッターと被疑者との面談は「形式的かつ短いもの」 (short)、「一人当たり五分を超えない」とはな」 (Kemp and Morgan, supra, note 18 at 51.) との報告もある。

(52) 南アフリカでは、警察制度改革とともに、身柄拘束中の警察官による暴行などの行為を減らすための目的で、イギリスにならつたレイ・セジター制度を導入する準備が進行してこ。 See, Etienne Marais, The Police Service in South Africa, New Law Journal, 16 August 1996, p. 1225.

(53) 財源不足に起因する当番費用の選配の問題や、弁護士過疎地域における当番弁護士確保の問題は深刻である。被疑者国公選弁護制度の早期実現が望まれるといふであら。わが国における当番弁護士制度をめぐるこれらの問題については、たとえば、季刊刑事弁護第七号一〇六頁以下、季刊刑事弁護第八号一一頁以下などを参照。